

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	医療機器法（仮称）の創設
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】</p> <p>人の用いる技術を提供する医療機器は、特定の生体機序に対する薬理作用を提供する医薬品とは著しく性格が異なる。薬害事件等の影響により薬事法は規制強化に終始している。医療機器は医薬品とは異なり、テクノロジーを提供する道具であり、薬事法の括りで医薬品と同一に扱うことは不合理である。</p> <p>【根拠法令】</p> <p>薬事法</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<p>不良医薬品を取り締まることを主旨とする「薬事法」から医療機器の規制を分離し、医療機器の特性を十分に考慮した法体系（医療機器法）へ移行すべきである。</p>
要望具体例、 経済効果等	<p>絶えざる技術革新によって医療現場の質的向上を支えていくべき医療機器を医薬品の法律で規制し続けることによって、医療イノベーションの推進に支障を与えるとともに、諸外国の規制システムとも著しい祖語を生じる結果となっている。医療機器は、日本の得意とする「モノ作り」を活かせる分野であり、医療機器産業の活性化を成長戦略と位置づけ、中小企業を含めた多種多様な産業分野の活性化につなげるべきである。その際、国際的なイコールフットィングの観点から、個別の医療機器に対する大臣承認の制度を廃止し、欧州のように民間の認証機関による適合性認証制度を導入すべきである。</p>

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	容積消化済物件・既存不適格物件の建替え支援
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】</p> <p>容積を消化済み、もしくは既存不適格のマンションにおいては管理組合に建替えの意向があったとしても、事業資金が捻出出来ない、従前と同一規模の建物再建が困難なため、建替えが進まない要因となっている。</p>
	<p>【根拠法令】</p> <p>建築基準法</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<p>容積消化済みの建物では、民間事業者による建替え事業は採算が取れず事業化が困難。また特に都心部において、既存不適格のマンションが一定程度存在することから、容積緩和をはじめ、事業資金に対する補助制度や融資制度の拡充が不可欠である。</p>
要望具体例、 経済効果等	<p>東日本大震災を契機とし、また首都直下型地震に備える観点からも、老朽化した住宅の更新は喫緊の課題である。今後、急速に増加する老朽化したマンションの建替えを促進すべく、建替えの決議要件の緩和に加え、容積緩和等による事業性が確保されない限り、円滑な建替えは望めない。</p>

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	区分所有法における決議要件の緩和
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 区分所有建物については、建替えや大規模修繕等を実施する場合、管理組合総会での決議が必要でその要件は以下のとおり。 ①特殊決議（建替え決議）：区分所有者及び議決権の各5分の4の賛成。規約で別段の定めはできない。 ②特別決議（大規模修繕等共用部分の重大変更、規約の変更）：区分所有者及び議決権の各4分の3の賛成。原則、規約で別段の定めはできないが、「共用部分の重大変更」に限り、規約により、区分所有者の定数を過半数まで減ずることが可能 ③普通決議（例：共用部分の軽微変更）：区分所有者及び議決権の各過半数の賛成。ただし、規約で別段の定めが可能</p> <p>【根拠法令】 建物の区分所有等に関する法律第17条、第39条、第62条</p>
規制改革要望・賛成の意見等	区分所有建物に係る管理組合総会の決議要件について、頭数要件の緩和、特別決議や特殊決議における規約で別段の定めができる範囲の拡大、建物の主要用途 毎の決議要件の設定、決議要件自体の緩和など見直しを図る。
要望具体例、 経済効果等	大都市、地方都市ともに、マンションなどの建物の老朽化が進むなか、建物の耐震性や耐火性が不足し、省エネ化やバリアフリー化にも対応していないなど、住民の安全・安心の確保、良好な住環境や街並みの形成といった観点から大きな社会問題となっている。しかし、建替えのための合意形成の難しさなどにより建替えが進んでいない。老朽化した建築物の良質なストックの建替えを推進していくため、区分所有法上の各種決議要件を緩和すべきである。

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	区分所有法における団地の一括建て替え要件の緩和
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 建物の区分所有等に関する法律（区分所有法）により、団地区分所有者集会において、団地内建物の区分所有者及び議決権の各 4/5 以上の多数により、団地内建物の一括建替えを決議することが出来る。但し、各団地内建物毎に区分所有者及び議決権の 2/3 以上の賛成を得る必要がある。</p> <p>【根拠法令】 区分所有法第 70 条</p>
規制改革要望・賛成の意見等	区分所有法における一括建替え決議の要件を、団地全体の区分所有者及び議決権の各々4/5 以上の賛成のみとし、各建物毎の区分所有者及び議決権の各々2/3 以上の要件を削除、または緩和（多くとも過半数）すべきである。
要望具体例、 経済効果等	東日本大震災を契機とし、また首都直下型地震に備える観点からも、老朽化した住宅の更新は喫緊の課題である。官民連携し帰宅困難者対策等を検討する中、ハード・ソフト両面から安全上の対策を講じることは、まさに国策といえる。現状のまま、更新が円滑に進まなければ、海外からの投資を呼び込むうえでも障害となる。大規模な団地において、全体の 4/5 以上の賛成を得ていながら、人数の少ない棟で、一部の反対者により各棟要件が満たせず、建替えが推進出来ないことは極めて不合理である。

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	借地借家法における正当事由制度の見直し
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 借地借家法では、建物の普通賃貸借契約において、賃貸人が更新拒絶・解約申入れの正当事由に含まれるのは、建物の使用を必要とする事情の他、利用状況、従前の経過、現況、財産給付である。</p> <p>【根拠法令】 借地借家法第6条、第28条</p>
規制改革要 望・賛成の意 見等	<p>建物の賃貸人が更新拒絶・解約申し入れを行う場合の正当事由を拡大し、建物の老朽化や耐震性の不足を理由とした建替えの必要性、区分所有法に定める建替え決議や法定再開発などの認定などを正当事由とすべきである。</p>
要望具体例、 経済効果等	<p>建物の明渡しに関して賃貸人・賃借人間で争いが生じた場合には、上記正当事由を総合的に考慮したうえで、裁判所等が判断しており、傾向としては賃借人に有利な判断が下される場合が多い。</p> <p>例えば、賃貸人が建物の建替を予定する場合、その他に正当事由たりえる事由が無い場合には、明渡しが認められることは皆無に等しく、また、建物の老朽化を正当事由にする場合、相当の老朽化でなければ同様に明渡しは認められない。</p> <p>良好な街づくりのためには、一定程度の建物等の更新が不可欠であるが、賃借人との明け渡し交渉の不調がそれを著しく阻害している。耐震性能の強化についても、明け渡し交渉の困難により不可能となることが多い。良好な街づくりや良好な建物ストック形成のためにも、借地借家法の改正が必要である。</p>

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	大規模小売店舗に対する都市計画法による用途規制の緩和
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 都市計画法の改正により、大規模商業施設の出店可能用途地域は、改正前の6用途地域（工業地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域）から3用途地域（近隣商業地域、商業地域、準工業地域）へと制限されている。</p> <p>【根拠法令】 都市計画法第12条の5第4項 中心市街地の活性化に関する法律</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<p>大規模集客施設の立地可能用途地域を拡充すべきである。</p> <p>※欧州ビジネス協会・在日欧州（連合）商工会議所の「日本の商慣行に関するEBC報告書2010年」においても、現行規制は「大規模小売業のために新たな土地を見つけることをきわめて困難にしている」として、法改正を求めている。併せて、出店に係る各種の規制・行政手続きが「日本市場参入および日本での事業確立のコストを一層増大させることにより、外国小売業者の投資意欲をさらに減退させている」と指摘している。</p>
要望具体例、 経済効果等	<p>都市計画法改正の趣旨は、中心市街地の活性化であるが、これら出店規制が必ずしも中心市街地の活性化には結びついていない。</p>

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	防災及び環境負荷低減に資する設備の規制緩和
規制の概要・根拠法令	<p>【概要】 建築物の防災対応の促進は、優良な社会ストックの形成を促し、人々の安全にも資することとなるが、建物内に免震・制震構造設備、非常用発電機、備蓄燃料タンク等の設備を設ける場合、容積率、建ぺい率、高さに係る規制がこれら設備設置の妨げとなる場合がある（防災設備が容積率等に算入されてしまうと、その分、居室スペースが減少する）。</p> <p>* 容積率の緩和措置については、「同一敷地内の建築物の機械室その他これに類する部分」の床面積について、自治体が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した場合は容積率不算入とすることができるが、自治体により対応が異なる場合がある。</p> <p>* 建ぺい率や高さ規制については同様の緩和規定がなく、設備によっては容積率の緩和のみでは解決できないケースが生じる。</p> <p>【根拠法令】 建築基準法第 52 条、53 条、56 条 平成 23 年 3 月 25 日 国住街第 188 号</p>
規制改革要望・賛成の意見等	建物に免震・制震構造設備、非常用発電機、備蓄燃料タンク等の防災設備を設置する場合、広く容積率不算入の対象とするとともに、建ぺい率、高さの規制も緩和する。
要望具体例、経済効果等	東日本大震災の発生も踏まえ、建築物や地域の防災機能を高めるため、建物に免震・制震構造設備、非常用発電機・発電室（住民の生活や事業継続に必要な電力を自前で発電できる設備）、備蓄燃料タンク、コージェネレーション設備、緊急給水設備等を導入したり、防災拠点となるビルにおける必要設備（帰宅困難者受入スペースや地域防災センター等）を整備するニーズが高まっている。

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	防災型マンションコージェネ備蓄燃料貯蔵の緩和
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 コージェネレーションシステムを防災対応型とする場合、液化石油ガス（LPG エアー）の備蓄対応が必要となる。しかし、用途地域が第1種・第2種低層住専、第1種中・高層住専の集合住宅では、建築基準法第48条に基づいて危険物貯蔵ができず、防災対策が困難となる。</p> <p>【根拠法令】 建築基準法第48条 建築基準法施行令第116条、130条の9</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<p>防災対応を目的としたコージェネレーション設備の設置を可能とするよう、集合住宅の建設可能な用途地域における危険物貯蔵を認める規制緩和もしくはガイドラインの制定等の措置をとるべきである。</p>
要望具体例、 経済効果等	<p>有事におけるLPGエアーシステムによるコージェネレーション稼働のニーズが高まっており、LPガス供給を受けている集合住宅に設置されたLPガスボンベと同程度の備蓄を認めるべきである。</p> <p>具体的には、LPGエアーシステムを、同法第48条第1～3項のただし書きにある特定行政庁が「良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない」に該当する設備として、現行の高圧ガス保安法適用下における許可対象設備を明示することで設置可能とすべきである。</p>

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	被災地における農地の大規模・集約化の仕組みの創設
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 被災地の農地は、防潮堤の設置や除塩等が不可避であり、復興には長期間要する。被災地は、全国に先んじて高齢化が進んでおり、また担い手不足もあり、再び農業に従事することをあきらめる意向が顕在化しつつある。被災地の復興は産業振興による雇用の創出が欠かさない。農業も重要な基幹産業であり、かくじつな復興を支援する制度設計が不可欠である。</p> <p>【根拠法令】 農地法等</p>
規制改革要望・賛成の意見等	被災地の農地について、復興にあわせ、地方自治体が一括して借り上げ（もしくは買取り）、大規模農地に区画整理し、その担い手を全国から募る仕組みを創設すべきである。
要望具体例、 経済効果等	被災地の農地は復興に長期間要することから、このままでは従来からの課題、高齢化と担い手不足により耕作放棄地が急速に増える懸念があり、農業の復興、雇用の創出は立ち行かなくなる。また、TPPへの参加を見据え、国際競争力の高い農業の育成が課題であり、農地の大規模化により効率的な作業を実現し生産コストを低減することで、安価で質の高い農作物を提供可能とする実証の場を創設するべきである。

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	被災地における事業受託の入札参加の要件緩和
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】</p> <p>被災地の事業に関しては、地元業者の受注優先策が取られている。結果、競争原理が働かず、建築費等の高騰を招く一因となっている。東日本大震災の被災規模は、阪神・淡路の比ではなく、オールジャパンでの対応が不可欠である。仮設住宅から、恒久住宅への早期移住を実現するためにも、復興事業の円滑かつ迅速な進捗が不可欠である。また、復興需要を日本経済全体の再生につなげる視点が重要である。</p> <p>【根拠法令】</p>
規制改革要望・賛成の意見等	被災地の事業受注に関し、全国の施工会社が参加出来る仕組みの創設。復興事業の円滑な進捗とともに、市場の競争原理を働かせ、事業費の削減を行う。
要望具体例、 経済効果等	被災地の事業入札が不調に終わる事例が増加している。また復興に向けた取り組みも足取りは遅い。今後、区画整理事業・集団防災移転事業が本格化する中、復興のスピードを上げ、かつ日本の経済再生につなげる意味でも、地元業者に過度に依存した発注ではなく、全国の施工会社が円滑に受託可能な仕組みを早急に講じる必要がある。復興財源は国民・企業の税で賄われていることから、復興と日本経済の再生の両立を図ることが責務である。

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	特区制度の全国展開に関する仕組みの創設
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】</p> <p>各種「特区」制度において、限定したエリアにおいて規制緩和・税制優遇等の措置が講じられている。但し、各々の制度において期限が付され、経済効果が実証された措置に関して、日本経済再生につなげる制度が存在しない。</p> <p>【根拠法令】</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<p>「特区」制度において、経済効果が実証された措置については、評価機関等の審査を踏まえ、全国展開する仕組みを創設すべき。</p>
要望具体例、 経済効果等	<p>わが国の財政状況はすでに危機的な状況にある。持続可能な社会保障制度を確立し、国民生活に活力を与える観点からも経済成長は不可欠である。そのためにも、規制緩和は非常に有効な手段であり、実証的な「特区」制度において経済効果が確認された措置については、一定の評価・審査のもと、自動的に全国展開する仕組みを創設すべきである。</p>

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	所有者不明農地の地権者同意要件の緩和
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 農地転用にあたっては、原則として、全ての土地の地権者（登記簿謄本上の所有権登記者）からの同意書が求められる。</p> <p>【根拠法令】 農地法第5条第2項第3号</p>
規制改革要望・賛成の意見等	東日本大震災の被災地において、復興事業を円滑に進めるため、所有者等が明確でない農地を有効活用できるよう、地権者同意要件を緩和すべきである。
要望具体例、 経済効果等	東日本大震災の被災地では所有者や相続人の所在が不明な場合や、数十人もの共有名義の土地で一部の名義人の所在が不明な場合なども少なくなく、農地転用許可が極めて困難となっている。「復興に当たっての土地利用調整手続の一元化のための特別措置の具体的仕組みについて（骨格）」（2011年7月：農林水産省、国土交通省）では、「所有者の所在が不明な土地の取扱いについて特別な措置を検討する」とされているが、復興事業を早急かつ円滑に進めるため、検討を急ぐべきである。

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	緊急自動車の指定範囲の拡大
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 現行の緊急車両の指定は、輸血に用いる血液製剤、移植に供する臓器等を輸送する場合と規定されており、医薬品である医療用ガスの緊急輸送は、指定の適用外となっている。</p> <p>【根拠法令】 道路交通法 第39条 - 道路交通法施行令 第13条</p>
規制改革要望・賛成の意見等	医療用ガスを緊急輸送する際、緊急自動車の指定を受けられる様に、「道路交通法施行令第13条」を緩和すべきである。
要望具体例、 経済効果等	<p>東日本大震災のような緊急時にとどまらず、平時においても、医療施設から、医療ガスの緊急手配、医療ガス供給設備の不具合等で、緊急要請がある。更に、「在宅酸素療法及び在宅人工呼吸器療法」の患者様においても、緊急に対応しなければならない事例が多々ある。</p> <p>医療用ガスは、供給停止が人命に関わる緊急物資であり、加えて、医療ガスは高圧ガスであるため、その輸送においても、自動車は「高圧ガス保安法」に規定をされた装備が必要とされ、輸送する要員も資格、知識を有する者が就かなければならず、一般の物品輸送とは異なり、緊急時における代用の手当ては困難である。</p>

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	信託による公共施設の建設等を可能とするための地方自治法の見直し
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 地方自治法は、地方公共団体が民間のノウハウを活かして普通財産を有効に活用できるようにするため、土地を信託することを認めているが、1986年に発出された自治事務次官通知では、「公用・公共用施設の建設等は、本来、普通地方公共団体の責任と負担において行われるべきものであることにかんがみ」、これを主たる目的とする信託を行ってはならないとしている。</p> <p>【根拠法令】 地方自治法第238条の5 昭和61年5月30日付け自治行第61号（自治事務次官通知）</p>
規制改革要望・賛成の意見等	民間ノウハウを活用した行政サービスの充実や行財政改革を進めるため、公共施設の建設等を主目的として信託を行うことを可能とする。
要望具体例、 経済効果等	<p>土地信託により民間施設あるいは官民複合施設が建設され、その管理・運用の成果を信託配当として委託者兼受益者である地方公共団体へ交付しており、行財政コストの削減や行政サービスの向上に貢献している。</p> <p>公用・公共用施設の建設等を禁止する自治事務次官通知は1986年に発出されたままとなっているが、この間、民間の創意工夫を活かして行財政改革を進めるため、PFIや市場化テストなどの制度が誕生しており、公用・公共用施設の建設等は地方公共団体によって直接的に行われるべきものとはならなくなっている。このため、地方自治法における信託制度も、時代の要請に合わせたものとする必要がある。</p>

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	企画業務型裁量労働制に関する対象業務・労働者の拡大
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 企画業務型裁量労働制の対象は、「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務であって、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要がある」業務とされ、かつ、詳細な規制が課せられている。</p> <p>【根拠法令】 労働基準法第 38 条の 4 労働基準法第 38 条の 4 第 1 項の規定により同項 1 号の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針（厚生労働省告示第 353 号）、平成 12 年 1 月 1 日基発 1 号、平成 15 年 12 月 26 日基発 1226002 号</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<p>①「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務」という業務制限を撤廃し、労使委員会で決議した業務であれば同制度を適用できるようにすべきである。</p> <p>②平成 12 年 1 月 1 日基発 1 号、平成 15 年 12 月 26 日基発 1226002 号により、「対象労働者は、対象業務に常態として従事していることが原則であること」とされているが、「常態として」を「主として」に改め、一部定型業務を行っていても大部分を裁量的業務に従事していれば同制度の対象として認めるべきである。</p>
要望具体例、 経済効果等	<p>業務の内容如何にかかわらず包括的な指示の下、業務遂行を自己裁量に委ねている労働者は増えており、現行の企画業務型裁量労働制の対象業務の範囲では狭すぎる。そこで、例えば、「個別の営業活動の業務」を企画業務型裁量労働制の対象としてはどうか。</p> <p>また、上記②については、「労働基準法の一部を改正する法律案要綱」（2007 年 2 月 2 日）において、「中小企業については、事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務に主として従事する労働者について、企画業務型裁量労働制を適用することができることとする」とされており、大企業も含めて、制度見直しを行うべきである。</p> <p>このような見直しを行うことにより、自律的で自由度の高い柔軟な働き方の選択肢が広がる。</p>

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	自由化業務における労働者派遣の受入期間制限の緩和
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 現行では、自由化業務の派遣受入期間は、原則1年、労働者の過半数で組織する労働組合等の意見聴取を経た場合でも、最長3年までしか認められていない。このため、派遣労働者が希望する場合であっても、制限期間を超えて継続就業することができない。</p> <p>【根拠法令】 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第40条の2</p>
規制改革要望・賛成の意見等	自由化業務における受入期間の制限を緩和すべきである（例えば、現行の最長3年を5年に延長）。
要望具体例、 経済効果等	<p>自由化業務における受入期間制限を緩和することで、派遣労働者がより安定して就労することが可能となり、また、派遣先にとっても有効な活用の幅が広がるなど、雇用機会の拡大が期待できる。さらには、派遣労働者の同一の仕事における習熟度を高めることにもなり、派遣先としても、より長期的な視点に立った能力開発を行うインセンティブになるなど、結果的に派遣労働者の安定的なキャリア形成につながる。</p> <p>昨年の「国民の声」おかしなルールの見直しに関する提案（集中受付）における同趣旨の要望に対し、厚生労働省は、「直接雇用されるべき労働者の代替となる恐れがあるため」、期間制限の緩和は不適切と考えるとの回答を示している。しかし、働き方の多様化が進む中において、必ずしも、派遣就労が「我が国の雇用慣行に悪影響を及ぼす恐れがある」とは言えない上、原則1年を超えた受入れに際しては、労働者の過半数代表からの意見聴取が求められることなどからも、期間制限を少なくとも5年程度延長することは問題ないと考える。</p>

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	専門 26 業務における「付随的業務」の範囲等の見直し
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 専門 26 業務での派遣の場合、派遣期間に制限がない。しかし、専門 26 業務の他に複数の業務を行う場合、付随的業務に費やす時間が、全体の就業時間数の 1 割を超える場合、派遣期間に制限を受ける（最長 3 年）。</p> <p>【根拠法令】 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第 40 条の 2 労働者派遣事業関係業務取扱要領 専門 26 業務に関する疑義応答集</p>
規制改革要望・賛成の意見等	「付随的業務」が 1 割以下という制限の緩和や、「付随的業務」の解釈の見直しなど 「付随的業務」の弾力的運用を容認する。
要望具体例、 経済効果等	<p>震災の影響等により、典型的な専門 26 業務が行えず、付随的業務の割合の増加や付随的業務にあたらない業務に従事せざるを得ない場合が想定される。当該派遣労働者を休業させる等の措置に比して、当該予定された業務以外であっても一時的に派遣就業を継続することの方が、派遣労働者の雇用の安定にも資するものとなる。</p> <p>例えば、「疑義応答集」において、専門 26 業務の実施に電話対応を要する場合の職場への電話対応は付随的業務にあたるものの、業務の実施に電話対応を要しない時の電話の対応は、付随的業務にあたらない業務とされている。</p>

(参考) 政令で定められた専門 26 業務

1. コンピュータに関するシステム・プログラムの設計・保守
2. 機械・機器・設備の設計・製図
3. 放送用機器の操作
4. 放送番組の演出
5. パソコン・ワープロ等の OA 機器の操作
6. 通訳・翻訳・速記
7. 法人代表者・幹部の秘書
8. 文書・磁気テープのファイリング
9. 商品開発・販売計画のマーケティング
10. 財務諸表（決算書）の作成やその他の財務業務
11. 取引文書の作成
12. 専門的機械・機器の紹介・説明（デモンストレーション）
13. 旅行者に対する添乗業務・送迎サービス
14. 建築物における清掃業務
15. 建築設備の運転・整備・点検
16. 建築物・博覧会・駐車場の受付・維持・管理
17. 科学研究、科学技術を用いた製品・製造技術開発
18. 事業の体制・運営方法の調査・企画・立案
19. 文章・写真・図表などで構成する作品の編集
20. 商品・包装・広告のデザイン
21. 建築物内の証明・家具のデザイン、配置のアドバイス
22. 放送番組のアナウンサー
23. アプリケーション・プログラムの講師・インストラクター
24. 電話による商品説明・紹介・勧誘・売買契約業務
25. 機械・プログラム・金融商品などのセールスエンジニア
26. 放送番組における大道具・小道具の製作・設置・操作等

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	年金脱退一時金制度の見直し
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 現行の年金脱退一時金制度では、外国人が帰国する場合に返還される一時金の額が被保険者期間が36カ月以上で固定され、36カ月を超えて納付した保険料が掛捨てとなることから、高度な外国人材が離日を考える一つの契機になっている。</p> <p>【根拠法令】 厚生年金保険法附則第29条</p>
規制改革要望・賛成の意見等	年金脱退一時金制度が実態に即した制度となるよう見直すべく早期に検討を開始すべきである。
要望具体例、 経済効果等	36カ月という脱退一時金の上限は、制度設計時の外国人の在留期間などが考慮された結果であるとされている。しかし今後高度外国人材の受け入れを進めて行く中で、外国人の在留の長期化が予想される。現に、2009年には入管法が改正され、一度に付与される在留期間の上限が3年から5年に伸張される（2009年7月15日から3年以内に施行）など、在留資格の面でも在留の長期化に向けた制度が構築されている。脱退一時金についても、外国人の在留の長期化に沿った制度の見直しに着手すべきである。

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	区分所有法における決議要件の緩和
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 区分所有建物については、管理組合総会の決議要件は以下のとおりである。</p> <p>①普通決議（例：共用部分の軽微変更） 区分所有者及び議決権の各過半数の賛成。ただし、規約で別段の定めが可能</p> <p>②特別決議（例：共用部分の重大変更【例：大規模修繕】、規約の変更） 区分所有者及び議決権の各4分の3の賛成。原則、規約で別段の定めはできないが、「共用部分の重大変更」に限り、規約により、区分所有者の定数を過半数まで減ずることが可能</p> <p>③特殊決議（建替決議） 区分所有者及び議決権の各5分の4の賛成。規約で別段の定めはできない。</p> <p>【根拠法令】 建物の区分所有等に関する法律第17条、第39条、第62条</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<p>区分所有建物に係る管理組合総会の決議要件（特殊決議、特別決議、普通決議）について、頭数要件の緩和、特別決議や特殊決議における規約で別段の定めができる範囲の拡大、建物の主要用途毎の決議要件の設定（商業用・オフィス用について頭数要件を削除し、議決権要件のみとする等）、決議要件自体の緩和など見直しを図るべきである。</p>
要望具体例、 経済効果等	<p>大都市、地方都市ともに、マンションなどの建物の老朽化が進むなか、建物の耐震性や耐火性が不足していたり、省エネ化やバリアフリー化に対応していないなど、住民の安全・安心の確保、良好な住環境や街並みの形成といった観点から大きな社会問題となっている。また、地球温暖化対策上、家庭部門からのCO2排出量の削減が急務であるが、省エネ性能の高い建築物への建替えは効果の大きい対策である。しかし、建替えのための合意形成の難しさなどにより思うように建替えが進んでいない。こうした老朽化した建築物の良質なストックへの建替えを推進していくため、区分所有法上の各種決議要件を緩和すべきである。</p>

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	所有者不明農地の地権者同意要件の緩和
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 農地転用にあたっては、原則として、全ての土地の地権者（登記簿謄本上の所有権登記者）からの同意書が求められるが、東日本大震災の被災地では所有者や相続人の所在が不明な場合や、数十人もの共有名義の土地で一部の名義人の所在が不明な場合なども少なくなく、農地転用許可が極めて困難となっている。</p> <p>【根拠法令】 農地法第5条第2項第3号</p>
規制改革要望・賛成の意見等	東日本大震災の被災地において、復興事業を円滑に進めるため、所有者等が明確でない農地を有効活用できるよう、地権者同意要件を緩和すべきである。
要望具体例、 経済効果等	「復興に当たっての土地利用調整手続の一元化のための特別措置の具体的仕組みについて（骨格）」（2011年7月：農林水産省、国土交通省）では、「所有者の所在が不明な土地の取扱いについて特別な措置を検討する」とされているが、復興事業を早急かつ円滑に進めるため、検討を急ぐべきである。

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	45 フィートコンテナ等大型貨物の輸送許可制度の創設
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】</p> <p>わが国では例えば海上コンテナ輸送用トレーラの連結長が16.5mに規制されている為、連結長が17.3mになる45フィートコンテナは原則として一般公道を通行できず、国内では45フィートコンテナも利用できない為、輸送業の国際競争力が損なわれている。又、40フィート背高コンテナや大型貨物の通行できる範囲が制限されている。</p> <p>【根拠法令】</p> <p>道路法第47条、車両制限令</p>
規制改革要 望・賛成の意 見等	45フィートコンテナをはじめとした、大型貨物の一般公道における陸上輸送が可能となるように包括的な許可制度を創設すべきである。
要望具体例、 経済効果等	<p>国際化の流れに合わせて45フィートコンテナや大型貨物の国内陸上輸送を可能とすることで、物流の効率化やコスト削減、CO2削減を達成できるため、国内における45フィートコンテナ等の通行が可能となるような包括的な許可制度を創設すべきである。</p> <p>なお、「規制・制度改革に係る方針」（平成23年4月8日閣議決定）において、平成23年度に、45フィートコンテナ運送の全国展開に向けて構造改革特別区域における安全面等の検証を開始することとしているが、早期に検証を行い結論を得るべきである。</p>

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	再々開発事業に向けた都市再開発法の見直し
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】</p> <p>現行の都市再開発法では、再開発事業の施行区域の要件として、「当該区域内の土地利用が細分化されていること等により、当該区域内の土地利用が著しく不健全であること」とされているため、都市再開発法を活用した再々開発事業は困難とみられており、中心市街地の重要な地区に老体をさらすことになっている。</p>
	<p>【根拠法令】</p> <p>都市再開発法第3条第3項</p>
規制改革要 望・賛成の意 見等	<p>再開発ビルの建替えが可能となるよう、都市再開発法を見直す。少なくとも、下記「規制・制度改革に係る方針」の決定内容に加え、「規制・制度改革に関する分科会第二次報告書」での指摘の通り、都市再開発法第3条第3項の「当該区域内に十分な公共施設がないこと、当該区域内の土地の利用が細分されていること等」の規定は「当該区域内の土地の利用状況が著しく不健全であること」の例示であることを踏まえ、それ以外の当該区域内の土地の利用状況が著しく不健全であることの具体例を明示するなど技術的助言を行うべきである。</p>
要望具体例、 経済効果等	<p>元々、都市開発事業でできた再開発ビルは都市計画で位置づけられ、まちづくりにとって重要な場所にあり都市のシンボルともなったビルであり、当該位置の重要性は変わらない。かかる地区で、まちづくり上重要なもの（中心市街地活性化法に基づき認定を受けた区域、都市再生特別措置法に定める緊急整備地域や密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づく防災再開発促進地区など）を再々開発事業地区として現行の再開発法に制度的な位置づけを行うなど、スムーズな事業展開が図れるようにする必要がある。</p> <p>なお、「規制・制度改革に係る方針」（平成23年4月8日 閣議決定）において、「過去に市街地再開発事業等により施行された地区の実態を把握するための調査を行い、調査結果を公表する。＜平成23年度調査開始、可能な限り速やかに措置＞」とされている。</p>

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	一般用医薬品のインターネットを含む通信販売規制の見直し
規制の概要・根拠法令	<p>【概要】 2009年6月に施行された厚生労働省が定める省令により、従来適法に行なわれていた一般用医薬品の通信販売は、「対面の原則」のもと全面的に禁止された。</p> <p>【根拠法令】 改正薬事法第36条の5、6改正薬事法施行規則第15条の4・第142条（準用）、第159条の15、16 薬事法施行規則等の一部を改正する省令 附則第23条～第28条 薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令</p>
規制改革要望・賛成の意見等	一刻も早く安全かつ平等に医薬品を供給するための制度設計について科学的根拠に基づく議論を開始し、第3類以外の一般用医薬品についても広く通信販売が可能となるよう、所要の法令整備を早急に図るべきである。
要望具体例、経済効果等	<p>一般用医薬品が通信販売で購入できなくなったことにより、健康の維持や体調管理に不安を訴える切実な声が事業者に多数寄せられており、販売継続を求める署名も150万を超えている。国民の健康の維持を図る観点からは、全ての国民に平等に安全に医薬品が届けられることが前提であり、今後も増え続ける買い物弱者対策の観点からも、インターネットをはじめ、消費者にとって利便性が高い通信販売を含めたかたちで供給体制を構築すべきである。</p> <p>なお、本件については、規制・制度改革に係る追加方針（平成23年7月22日閣議決定）において「安全性を確保する具体的な要件の設定を前提に、第三類医薬品以外の薬局・薬店による郵便等販売、及びその他の工夫も含め、当面の合理的な規制の在り方について検討し、可能な限り、早期に結論を得る。」とされているが、平成23年度中に結論を得ることを目指して、検討を急ぐべきである。</p>

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	行政情報の有効な利活用のための情報連携基盤の構築
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 国民の利便性の向上、行政および民間企業のサービスの向上や事務効率化、コスト削減を図る観点から、行政が保有する国民の情報（例えば住民基本台帳）および各種申請について本人からの要請や事前の同意等に基づき、電子化を推進すると同時に民間による有効な利活用を推進するなど、官民で情報を連携するための基盤を構築すべきである。</p> <p>【根拠法令】 国民情報の利活用－（関連規制は特段無い認識） 各種申請の電子化－各行政手続を規定する諸法令</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 現在、行政が保有する情報を連携する基盤がないため、国民（住民）・行政・民間企業に以下のような多大なコスト・時間・労力が発生している。 ✓ 番号制度（国民 ID）導入に関しても同様に、情報連携基盤について検討されているが、特に、金融機関等の国民生活に密接に関わる準公的な性格をおびる機関については積極的に情報の連携を認めるべきである。 ✓ また、上記に関連し、取得情報の電子化を推進することが不可欠であり、その際、公的要件として書面が求められる申請類についても、一定の技術的要件を具備することにより、その真正性が担保されれば、公的文書として取り扱うことも可能と考える。
要望具体例、 経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 官民で国民情報を連携するための基盤そのものを構築することにより、初期的には相応のシステム構築コストが掛かると想定されるが、官公庁における類似システムの改廃による保守・運用費削減、および民間において、制度対応に振り向けられた IT 投資を事業支援システムへの再投資に振り向けることによる、企業の生産性向上等の効果が想定される。 ✓ また、本件については個人のプライバシーや官による国民の監視等懸念とのバランスにおいて国民世論に配慮した取組みが為されるべきであるが、本人認証を必要とする官民機関での諸手続（例：自治体における住所変更、金融機関における本人確認）簡素化等、国民の受益が相応に想定されるため、適切な制度設計と各種法制整備における審議過程を経た上であれば、十分制度として容認される世論形成が可能と考える。

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	戸籍簿の管理に関する規制明確化
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 戸籍簿管理のクラウド化については、現行法令上は可能とされているが、個別に各法務局に相談する必要があり、具体的な基準が不明確</p> <p>【根拠法令】 ・戸籍法 (但し、「情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会」(IT戦略本部)において一定の要件を満たす場合には現行法においても外部保管が可能であることが明確化されている)</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・現行法令上は可能とされていることから、早期に具体的な基準を整備を行い、ICT利用促進を図ることが必要と思料
要望具体例、 経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体のICT開発・運用コストの低廉化に貢献し、ICT利活用推進をサポートするものと思料

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	電子教科書の実現に向けた規制緩和
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 現行の「教科書の発行に関する臨時措置法」は、紙の教科書を前提とした制度となっている。（教科書の表紙には「教科書」の文字を、末尾には、印刷者の氏名住所及び印刷の年月日を記載しなければならない。）また、「学校において備えなければならない表簿」として、指導要録や学校に関係ある法令等が指定されている。</p> <p>【根拠法令】 ・教科書の発行に関する臨時措置法 ・学校教育法施行規則</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書や指導要録等をデジタル化・クラウド化することによる業務の効率化を図ることが可能となると共に、震災時の紛失等を防ぐことが可能となる
要望具体例、 経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書の電子化の促進により、児童生徒の個々の進度や学力に合わせた指導が可能となるなど、指導方法の改善が期待できる

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	J-REITを活用した海外不動産投資促進のための海外投資不動産鑑定評価ガイドラインの緩和
規制の概要・根拠法令	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J-REITに海外不動産を組み込むにあたっては「海外投資不動産鑑定評価ガイドライン」に基づく鑑定評価が必要。 ・ 当ガイドラインは、原則として海外の鑑定業者と我が国の鑑定業者が共同して鑑定評価を行う旨を定めている。これが海外不動産の鑑定評価の取得を困難ならしめ、ひいては海外不動産への投資を実質的に制限している。 ・ また、事実上米国や英国など8つの国と地域での鑑定評価のみを適正な鑑定評価と定めているため、それ以外の国に所在する不動産への投資を実質的に制限している。 <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 投資法人及び投資信託に関する法律 第201条第2項 ・ 国土交通省「海外投資不動産鑑定評価ガイドライン」
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記ガイドラインを緩和し、適正な鑑定評価が実施可能と認められる諸外国（現状8カ国・地域）については、海外の鑑定業者の評価のみをもって我が国でも利用可能とすること。 ・ その他の国についても、我が国鑑定業者が適切と認める場合には、当該鑑定評価を我が国でも利用可能とすること。 ・ 上記の規制改革により、海外不動産の鑑定評価を取得しやすくなることから、J-REITを通じた海外不動産への投資が活発化することが想定される。 ・ なお、昨今、海外市場に上場する諸外国のREITに対し投資を行う投資信託への資金流入が活発化していることから、我が国投資家の海外不動産への投資ニーズは相応にあるものと考えられ、その投資の受け皿としてJ-REITを活用することは、我が国金融資本市場の活性化に資するもの。
要望具体例、経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成長著しいアジア諸国のオフィスビル等を組み込んだJ-REITの東京証券取引所への上場。 ・ 海外不動産からの投資収益による我が国金融資産の有効活用。不動産業、資産運用業等J-REIT関連産業の拡大と雇用創出が期待される。

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	気象観測データの情報公開に関する規制緩和
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 気象観測データの活用について、国土交通省の検定を受けていない観測機による観測データの情報発信を行うことができない</p>
	<p>【根拠法令】 ・気象業務法</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・気象検定に関する規制を緩和し、気象観測の実施と情報の公開を可能とすること
要望具体例、 経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば（気象検定を受けていない）民間企業の観測する気象情報の情報公開が可能になれば、農家への気象情報の提供が可能となり、ICT利活用による農業生産性の向上に繋がるものと思料

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	観光関連業に従事しようとする外国人への在留資格・就労査証の要件緩和
規制の概要・根拠法令	<p>【概要】 現状、在留資格「人文知識・国際業務」においては「外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動」として「翻訳、通訳、語学の指導」等が認められているが、インバウンド観光に従事するガイドや宿泊施設・観光施設従業者等は明文上広く認められたものとはなっていない。</p> <p>【根拠法令】 出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（上陸許可基準）</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<p>観光関連業に従事する活動（案内士、宿泊施設・観光施設における接客業務等）について、在留資格「人文知識・国際業務」に追加するか、新たな在留資格「観光」等を創設し、外国人就労者の在留を認める。</p> <p>また法令等に明文化されていない査証発給基準についても同様の運用を行う</p>
要望具体例、経済効果等	<p>・インバウンド観光の振興を考える場合、日本国内における外国語への対応力はボトルネックの一つになるものと考えられる。また外国人が日本の何を魅力に思うかは、外国人の属する国の文化的基盤や感受性によって様々な差異を持つものと考えられ、観光業に従事する外国人の視点で日本の魅力を再発見し情報発信力を高めることや、サービス・ホスピタリティを向上させることは、大変有用であると考えられる。</p>

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	放送事業に関する規制緩和
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 国民の「表現の自由」を担保する為に、一の事業者が支配出来る放送局数を一に制限</p> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放送法 ・ 総務省令「基幹放送の業務に関する表現の自由享有基準に関する省令」（マスメディア集中排除原則） ・ 総務省令「基幹放送の業務に関する表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社に関する特例を定める省令」
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の放送対象地域の制限の緩和 /（現状）12地域→（要望）47地域まで ・ 認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の放送対象地域の制限の緩和 /（現状）同一地域は不可→（要望）同一地域可能
要望具体例、 経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 系列局全てを持株会社傘下に置いた体制が可能になる ・ キー局同士の再編も可能になる

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	コージェネ、燃料電池による発電電力の電力買取制度の対象化
規制の概要・根拠法令	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現状、わが国では、コージェネ、燃料電池による発電電力は電力買取制度の対象外。 <p>【根拠法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 第二条
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今次震災を契機に、大規模集中電源への依存リスクが顕在化したことを踏まえ、今後は再生可能エネルギー、コージェネ、自家発電等の供給源を多様化し、リスク分散と効率性を確保する分散型システムの導入を推進し、熱利用の有効活用を行いながら、社会全体として省エネ化を推進していくことが求められている。また、総合資源エネルギー調査会基本問題委員会における論点整理で「天然ガスシフトを始め、環境負荷に最大限配慮しながら、化石燃料を有効活用すること」を基本的な方向の一つとして今後更に議論が深めていくこととされており、天然ガスの導入促進を推し進めていくことが必要な状況。 ・ 欧米では、コージェネの①廃熱利用による高エネルギー効率性、②地域分散等によるエネルギーセキュリティの向上、③天然ガスの少CO2性に着目し、コージェネの普及促進に取り組んでおり、その施策の一つとして、コージェネによる発電電力を電力買取制度の対象に組み入れている。 ・ わが国も、コージェネ、燃料電池を電力買取制度の対象とし、両システムの経済性を向上させて需要家の導入インセンティブを高めることによって、両システムの普及促進及び天然ガスシフト推進のための施策の一つとして検討すべき。
要望具体例、経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ コージェネ、燃料電池を電力買取制度の対象とし、その経済性を高めれば、分散型エネルギーシステムの普及拡大、廃熱利用によるエネルギーの効率化（＝社会全体の省エネ化）、天然ガスシフトによる温暖化対策の推進が可能に。

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	土壌汚染対策法における調査要件の緩和
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌汚染対策法では、有害物質使用特定施設の使用廃止時に土壌汚染調査を実施し、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。 ・ ただし、跡地に予定されている用途が土壌の特定有害物質による汚染により人の健康にかかる被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは調査猶予の対象となる。法施行以来、廃止事例のうち約8割が猶予対象に指定されている。 <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌汚染対策法 第3条
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状では特定施設廃止時の調査要否が都道府県知事の判断に任されている。 ・ 調査で仮に土壌汚染が発覚した場合、土壌汚染対策費は数百億円に上るとの試算もあり、特定施設の機動的な用途変更の妨げとなっている可能性も考えられる。 ・ 今後、我が国で重要性の高まる新エネルギー導入促進のため、特定施設廃止後の用途を新エネルギー施設（太陽光発電設備等）に転換する場合は、一律に調査猶予の対象とすることも一考に価すると思われる。
要望具体例、 経済効果等	<p>【要望具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設廃止後の用途を新エネルギー施設（太陽光発電設備等）とする場合、土壌汚染調査の猶予対象とする。 <p>【経済効果イメージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設の新エネルギー施設への転換を促し、産業の活性化が期待できる。

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	環境配慮契約法における債務負担年限の見直し
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 現状、国が ESCO 等を活用した省エネルギー改修事業について、債務を負担する場合、当該債務を負担する年限は、当該会計年度以降 10 年度以内とされている。</p> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省：国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法） ⇒ 第七条：国の債務負担
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後更なる省エネ・CO2 の進展に向け、ESCO 事業者が一定の役割を果たすことが期待されているが、足許の存在感は大きいとは言い難い。そこでまずは、民生部門、特に公的部門を梃子にした ESCO 市場の活性化が重要と考えられる。 ・ 環境配慮契約法でも国が管理する庁舎等の公共施設における ESCO 事業の導入推進が謳われている一方で、国の債務負担上限を 10 年と定めており、法廷耐用年数が 10 年超となる設備が契約対象となるケースも考えると ESCO 導入拡大の、阻害要因となっている可能性が考えられる。
要望具体例、 経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の債務負担上限を現状の 10 年から 15 年程度に延長。

検討項目 委員提案シート

<p>規制改革事項</p>	<p>ガスパイプライン設置コストの一般負担化 (供給区域内需要家によるコストの一部負担)</p>
<p>規制の概要・根拠法令</p>	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現状のガス事業法では、一般ガス事業者は、供給区域外へのパイプラインの設置コストについては、供給区域内の需要家からは回収せず、当該パイプラインによりガスの供給を受ける需要家からのみ回収している。 <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガス事業法 第十七条第二項第一号 ・ 一般ガス事業供給約款料金算定規則 第二条、第四条、第九条、第十条、第十一条、第十五条
<p>規制改革要望・賛成の意見等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 天然ガスは化石燃料の中でも最も CO2 排出が少なく、石油系燃料との価格面の優位性から、近年、産業用を中心に燃料転換ニーズが高まっている。 ・ 供給区域外にある産業用等の新規需要の獲得を検討する際、工場の海外移転など需要の不確実性リスクが存在。パイプラインの設置コストは、当該パイプラインによりガスの供給を受ける需要家だけから回収可能な状況。設置コストの高さ、需要家の不確実性リスクから、パイプライン導入のおおきなハードルになるケースがある。 ・ 供給区域外でのパイプライン設置コストを一般負担化し、供給区域内の需要家にコストの一部を負担できるようにすれば、ガスパイプライン網の整備が進展する見通し。
<p>要望具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガスパイプライン網の整備が促進され、産業用等での天然ガスへの燃料転換が進み、わが国全体での天然ガスシフトによる温暖化対策の推進に繋がる見込み。

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	スマートハウス化へ向けた規制改革
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 スマートハウス産業育成のための、必要となる省エネ義務基準設定、建材素材の選択自由度の向上のための規制緩和、トップランナー方式による住宅購入補助金の設定等のインセンティブに加えて、柔軟な規制改革を行なう産業として指定。</p> <p>【根拠法令】 建築基準法 等</p>
規制改革要 望・賛成の意 見等	<p>【背景】 スマートハウスの構成要素は、創/蓄エネ設備、メーター、建材/素材、塗料/外装、断熱性/気密性等であり、エネルギー効率が 高い魔法瓶ハウスが目的である。 これらの構成要素の開発と進化を促進するために、トップラン ナー方式の省エネ基準による規制や一定の義務化を行なうため の法改正が求められる。 同時に、構成要素の選択において、特定の方式や素材に限定さ れることがあってはならず、基準の範囲内で住宅購入者が自由 に選択できることを十二分に担保することが必要。</p>
要望具体例、 経済効果等	<p>家庭の温暖化ガス排出量の抑制インセンティブ、海外からの炭 化水素源購入量の削減、内需産業振興策、海外へのビジネスモ デル輸出、トップランナー方式による住宅コストの低減期待等 から規制改革の経済効果は見込める。 省エネ基準は、客観データにより設定すること、LCA 及びリサ イクルまで勘案すること等により、透明性且つ単純なものであ る必要がある。そのシンプルな基準と最小限の規制や制約が各 企業の自由な開発競争を促し、各構成要素のイノベーションを 生む原動力となる。</p>

検討項目 委員提案シート

規制改革事項	処方箋の電子化
規制の概要・ 根拠法令	<p>【概要】 現行制度化において、処方箋は電子文書として作成することができない</p>
	<p>【根拠法令】 「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令」</p>
規制改革要望・賛成の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・処方箋の電子文章作成が可能となれば、病院等に行かずに処方箋の申請や受領が可能となり、遠隔医療の普及に弾みをつけるためにも必要な改革と思料
要望具体例、 経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔医療は高齢者を中心としてICT利活用のキラーコンテンツとなる可能性もあり、我が国のブロードバンドの一層の普及に貢献するものと思料